



## はじめに

会社法制定から15年以上が経過した令和4年では、その制定内容が会社法務に定着してきており、加えて会計制度も国際会計基準に対応するべく改革・コンバージェンスが確実に進捗しています。

この法制と会計の変貌が、企業の株式・出資の項目において、会社財産の表示である「株主資本等変動計算書」の内容に改革をもたらしました。

税制においても、平成18年度税制改正で会社法制定に関する法人税法の改正により「資本金等の額とその増減額の定義規定の見直し」がなされ、新たなルールが制定されました。

そして、平成19年度税制改正では、「中小特定同族会社の留保金課税制度の撤廃」が措置され、また、平成21年度税制改正では、「中小企業者等のみ」は「法人税の軽減税率の引下げ」に加えて、「欠損金の繰戻しによる還付措置」が適用されることになったことから、企業の資本金の額が税制上の特例措置の適用と密接な関係にあることによる対応が必要になりました。

しかし、資本金関係の対応は、トライアングルといわれる会社法・会計・税法の各分野の「資本金等の額」の改変などにより、難解な項目をさらに理解し難いものとなりました。

こうした背景の中、会社財産の基礎といえる「資本金等の額」に関する実務上の要請として、税制の中小法人の特例の適用基準に「資本金の額1億円以下」の要件があること、また、過去の不況期に生じた欠損金を抱える企業の事業再生における「無償減資による欠損てん補」、そして会社法に合わせての資本金対応として「減資を活用する剰余金の増強など財務体質の健全化」、また、「配当可能利益への対応」などこれらの減資活用の実務が数多く生じました。

そのため、会社経営者や実務担当者にとって、「資本金等の額」・「純資産の部」の知識が不可欠なことになり、そのような状況に対応し実務に徹した参考書が必要であると思われたことから、「減資の実務」の執筆に取り組んだ次第です。

実務書であれば、理論の分野に加えて、実務上の手続が理解しやすい内容が求められると考え、減資に関する会社法規定の列挙から、会計処理と税務上の留意事項まで記述し、その実施手順である資本減少の登記手続に重点をおいた構成にしています。

しかし、企業は自社の個別事情のみで存在できるものでないことは周知されているところであり、減資という消極的アクションが信用不安につながる懸念から、他の方法で資本金が縮小されるニーズが生じたことについて、「会社分割による資本の区分」が、折からの企業組織の合理化・リストラなどの動向にのって再編の活用となることから、本書において詳述しています。

本書は、税理士と司法書士が共同執筆し、減資に関する必要事項をまとめたものであり、減資の実務指針といえる内容を目指し

ました。

企業経営者や実務担当者、そして税理士・公認会計士の方々に  
ご活用いただければ幸いに存じます。

最後になりましたが、本書五訂版のまとめに際し、日本法令・  
出版部のご協力に感謝いたします。

令和4年9月

著者一同

## 第1部 会社法における減資

1	平成18年に改正された会社法の概要	2
(1)	商法改正の経緯	2
(2)	平成18年施行の会社法の主な改正点	4
(3)	資本に関する規定の改正点	9
2	資本金の額の減少(減資)に関する改正点	11
3	資本金の額の減少手続	14
(1)	株主総会決議による承認	15
(2)	債権者保護手続	18
(3)	資本金の額の減少効力の発生	21
(4)	資本金の額の減少が無効とされる場合	22
4	減資手続以外の資本金の額の減少方法～会社分割による 資本金の額の減少方法	25
5	平成27年の会社法改正	29
(1)	会社法改正の経緯と概要	29
(2)	平成27年5月施行の会社法改正のポイント	29
(3)	具体的項目の概要説明	30
6	令和3年の会社法改正	32
(1)	会社法の改正の目的	32
(2)	主な改正点	32

## 第2部 減資の会計と税務

### 第1章◆減資の会計と税務

1	減資とは	38
(1)	減資の定義	38

(2) 有償減資と無償減資	38
(3) 株式数を減少する方法	39
(4) まとめ	39
<b>2 会計と税務</b>	<b>39</b>
<b>3 税務での規定</b>	<b>40</b>
(1) 資本金等の額	40
(2) 利益積立金額	41
(3) 配当等の額とみなす金額（みなし配当）	41
(4) みなし配当の額の計算方法等の見直し	43
(5) その他の規定	44
(6) 事例について	44
<b>4 無償減資（株式数減少なし）の場合</b>	<b>44</b>
(1) 減資会社の会計	44
(2) 減資会社の税務	45
(3) 税務調整	46
(4) 株主の会計処理	46
(5) 株主の税務	46
<b>5 事例1：無償減資（株式数減少なし）</b>	<b>46</b>
(1) A社の会計・税務	47
(2) B法人の会計・税務	47
(3) 個人Cの会計・税務	50
<b>6 無償減資（株式数減少あり）の場合     ～自己株式消却又は株式併合</b>	<b>50</b>
(1) 減資会社の会計	50
(2) 減資会社の税務	50
(3) 株主の会計・税務	51
<b>7 事例2：無償減資（株式数減少あり）～株式併合</b>	<b>51</b>
(1) A社の会計・税務	52
(2) B法人の会計・税務	52

(3) 個人Cの会計・税務	52
<b>8 有償減資（株式数減少なし）の場合</b>	
～減資に伴う剰余金の配当	53
(1) 減資会社の会計	53
(2) 減資会社の税務	53
(3) 税務調整	54
(4) 株主の会計処理	54
(5) 株主の税務	55
<b>9 事例3：有償減資（株式数減少なし）</b>	56
(1) A社の会計・税務	56
(2) B法人の会計・税務	60
(3) 個人Cの会計・税務	63
<b>10 有償減資（株式数減少あり）の場合</b>	
～自己株式の取得等	64
(1) 減資会社の会計	64
(2) 減資会社の税務	65
(3) 税務調整	66
(4) 株主の会計処理	67
(5) 株主の税務	67
<b>11 事例4：有償減資（自己株式の取得及び消却）</b>	68
(1) A社の会計	68
(2) A社の税務	69
(3) 税務調整	69
(4) 別表記載例	69
(5) B法人の会計	72
(6) B法人の税務	72
(7) 個人Cの会計・税務	74

## 第2章◆会社分割と減資

---

1	会社分割とは	77
(1)	会社分割の定義	77
(2)	新設分割か吸収分割か	77
(3)	単独分割か共同分割か	77
(4)	分社型分割か分割型分割か	77
(5)	按分型か非按分型か	78
2	会社分割と減資	78
3	会社分割の会計処理	79
(1)	売買処理法	79
(2)	簿価引継法	79
4	分割法人の税務	80
(1)	適格分割と非適格分割	80
(2)	適格分割(分割型)の要件	80
5	適格分割型分割の税務の取扱い	82
6	非適格分割型分割の税務の取扱い	83
7	税務調整	83
8	事例5：適格分割型分割	84
(1)	A社の会計処理	84
(2)	税務の取扱い	85
(3)	税務調整	85
(4)	別表記載例	85
9	事例6：非適格分割型分割	87
(1)	B社の会計処理	87
(2)	税務の取扱い	88
(3)	税務調整	88
(4)	別表記載例	88

### 第3章◆資本金の額、資本金等の額

---

1 「資本金の額」と「資本金等の額」	90
(1) 増加項目と増加額	90
(2) 減少項目と減少額	92
2 「資本金の額」と税務	94
(1) 少額減価償却資産の損金算入（措法 67 の 5）	94
(2) 交際費等の損金算入限度額（措法 61 の 4）	96
(3) 貸倒引当金の法定繰入率（措法 57 の 9、措令 33 の 7）	97
(4) 特定同族会社の留保金課税制度（法法 67）	98
(5) 各事業年度の所得金額に対する税率（法法 66）	100
(6) 青色欠損金の繰越し控除の限度額（法法 57）	101
(7) 欠損金の繰戻しによる還付制度の不適用措置 （措法 66 の 12）	102
(8) 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は 法人税額の特別控除（中小企業投資促進税制（措法 42 の 6））	103
(9) 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の 特別償却又は法人税額の特別控除（中小企業経営強化税制 （措法 42 の 12 の 4））	105
(10) 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除（中小企業 技術基盤強化税制（措法 42 の 4 ④））	108
(11) 給与等の支給額が増加した場合の 法人税額の特別控除（措法 42 の 12 の 5）	110
(12) 外形標準課税（法人事業税）	111
3 「資本金等の額」と税務	114
(1) 寄附金の損金算入限度額（法法 37）	114
(2) 均等割（法人住民税）	116



# 第3部 資本金の額の減少に係る登記 手続

## 第1章◆資本金の額の減少の実体上の手続と登記手続

- 1 資本金の額の減少の実体上の流れとその手続 ……………122
  - (1) 取締役会の決議等による資本金の額の減少の内容及び  
資本金の額の減少承認のための株主総会の招集 ……………123
  - (2) 株主総会の決議等による資本金の額の減少の承認 ……………136
  - (3) 債権者保護手続 ……………155
  - (4) 株主リスト ……………170
  - (5) 大口債権者や金融機関には事前に資本金の額の減少に  
ついて十分な説明をしておく ……………179
- 2 資本金の額の減少の登記手続 ……………180
  - (1) 株主総会の特別決議により資本金の額の減少を承認する  
場合 ……………180
  - (2) 定時株主総会の普通決議により資本金の額の減少の承認  
をする場合 ……………183
  - (3) 取締役会の決議等により資本金の額の減少の承認をする  
場合 ……………186

## 第2章◆資本金の額の減少と他の手続の実体上の手続と登記手続

- 1 資本金の額の減少と剰余金の配当を同時に行う手続  
(旧商法の「有償減資」) ……………189
- 2 資本金の額の減少と株式併合により発行済株式の総数を  
減少させる実体上の手続と登記手続 ……………197
  - (1) 資本金の額の減少と同時に株式併合をして、発行済株式  
総数を減らす実体上の手続 ……………198

(2) 資本金の額の減少と同時に株式併合をして、発行済株式 総数を減らす登記手続 .....	200
<b>3 資本金の額の減少、株式併合により発行済株式の総数の減少 及び剰余金の配当を同時に行う実体上の手続と登記手続</b> .....	213
<b>4 資本金の額の減少と同時に、特定の株主から株式を有償で 取得して、その自己株式を消却する実体上の手続と登記手続</b> .....	222
(1) 取締役会の決議等により特定の株主の株式を有償で取得 し、その株式を消却すると同時に、資本金の額の減少をす る旨の承認ならびに株主総会の招集 .....	224
(2) 特定の株主から自己株式を有償で取得し、その株式を消 却すると同時に資本金の額の減少をする場合の株主総会 の決議事項 .....	231
(3) 株主から株式を有償で取得し、その株式を消却すると同 時に資本金の額の減少をする場合の登記手続 .....	238
<b>5 資本金の額の減少と同時に、特定の株主から株式を無償 で取得してその自己株式を消却する手続</b> .....	240
<b>6 現在の株主から全株式を取得し消却したうえで資本金の 額をいったん0円とし、同時に資本金の額を増加させる 実体上の手続（いわゆる100%減資）と登記手続</b> .....	248
(1) 100%減資の実体上の手続.....	249
(2) 100%減資の登記手続.....	259
<b>7 全部取得条項付種類株式を活用して100%減資をする 実体上の手続と登記手続</b> .....	262
(1) 全部取得条項付種類株式を活用して100%減資をする実 体上の手続 .....	262
(2) 全部取得条項付種類株式を活用して100%減資を行う場 合の登記手続 .....	267

— 凡 例 —

本書で用いている略語は次のとおりです。なお、法律、施行令、施行規則等の規定中、アラビア数字は「条」を、○で囲んだ数字は「項」を、漢数字は「号」を表しています。

会	会社法
会規	会社法施行規則
会計	会社計算規則
整備法	会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律
所法	所得税法
所令	所得税法施行令
措法	租税特別措置法
地法	地方税法
地方附則	地方税法附則
法法	法人税法
法令	法人税法施行令
法人税等負担軽減措置法	経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律
商登規	商業登記規則

# 第1部

## 会社法における減資

## (1) 商法改正の経緯

我国の商法は明治 32 年に制定され、その後社会情勢の変化に応じて幾多の小規模な改正が行われました。商法の会社に関する法律は商法第 2 編及び旧有限会社法に規定されていました。

もともと会社法は、企業の利益に関して企業等相互間の権利義務秩序として規制する法律と考えられていたので、会社に関する規定として商法に含まれました。平成に入ると企業行動の国際化、事業規模の拡大等が一段と進み、欧米のグローバル企業との競争に勝つために我国の企業の積極的な海外進出に伴い、関連中小企業（大企業の協力会社）においても海外進出を余儀なくされました。そこで我国の商法についても、欧米の法律に習い柔軟な企業行動を可能にする法律の改正が必要となりました。

過去の商法大改正は、昭和 13 年、昭和 25 年、昭和 49 年、昭和 59 年と行われていますが、商法の基本的な考え方である「規制のための法律」の考え方については変えられていませんでした。

商法の基本的な考え方を変えたのは、平成 5 年の改正から平成 14 年の改正までの準備段階を終えた後の、平成 18 年度施行の商法大改正なのです。具体的な改正内容については後述しますが、一番大きな改正点は、

- ① 小規模企業が利用していた有限会社と一般企業が利用していた株式会社を統合したこと
- ② 企業行動について基本的には企業の判断に任せるように規制緩和を行い、反面では企業の内部統制において監視体制を作ることを規定したこと

であると考えます。

平成11年度以降の改正についてももう少し詳しく説明すると、平成11年度の株式交換・移転制度導入、翌12年度の会社分割制度導入により、企業は事業形態を自由に変更できるようになりました。また、平成13年度の金庫株制度導入では、従来商法は発行会社が自社株式を購入することを原則として禁止していましたが、会社法ではその考え方を180度転換して、自社株式購入を原則合法としたのです。

また平成14年度の種類株式、新株予約権制度導入により、株式会社は上場企業、非上場企業の区別なく、自由に種類株式・新株予約権を発行することが可能となりました。この改正により、企業の資金調達方法が多様化され、企業の発展に大きく貢献しました。

以上のような準備段階を経て、平成18年の改正商法（商法から分離独立した会社法）の施行により、企業行動を決める権限は企業の取締役会に委ねられ、企業は急速に変化する経済状況に対応した経営方針を即断・即決し企業行動に反映させることが可能となりました。

これらの改正が行われた背景には種々の理由が考えられますが、特に大きな要因としては、

- ① 日本企業の国際化が一段と進展し、外国企業との競合が激しくなったため、先進諸国の法律との整合性を保つ必要性に迫られた。
- ② 会社形態の簡素化を計るため実質的に株式会社と同質の有限会社を株式会社に統合した。他方、時代の要請に沿うため新たに合同会社を認めた。
- ③ 会社の経営に柔軟性を持たせるため、国による規制を極力排除し会社自身の自己責任に委ねた。自己規制の手段として、定款自治の強化と株主権の強化により会社行動のチェックを可能とした。

言い換えれば、従来の商法の考え方は企業行動に対し国が少数株

主、債権者等の権利保護について責任を持つことから商法に種々の規制事項を規定していましたが、今回の改正ではこれらの規制を大幅に削り会社の自治に任せることとしたのです。

この改正により、企業の行動に対する自由裁量権は大幅に増え、経済環境の変化にすばやく対応することが可能になりました。

改正年	主な改正項目
平成 5 年	株主の権利強化
平成 6 年	自己株式取得に関する規制緩和
平成 9 年	ストックオプション導入
平成 11 年	株式交換・移転制度導入
平成 12 年	会社分割制度創設
平成 13 年	金庫株制度導入
平成 14 年	種類株・新株予約権制度導入
平成 18 年	新会社法施行
平成 27 年	キャッシュアウトの拡充
令和 3 年	新会社法一部改正

## (2) 平成 18 年施行の会社法の主な改正点

前項の商法改正の経緯で述べましたように、商法から分離独立された会社法では、会社形態、定款運営、会社機関の権限、株主総会に関する諸手続等々が全面的に見直されました（以下「平成 18 年改正」という）。このように改正部分は多岐にわたりますが、本書では資本に関する部分及び非上場企業に関連する主な改正項目を取り上げ、以下に説明します。

### ① 会社法改正内容の主旨

- 平成 11 年以降、商法は新しい考え方を積極的に取り入れ、現在の経済実態に即した法律の制定と欧米諸国の法令との整合性を踏

まえた内容の部分的な改正が行われていましたが、平成18年改正では商法から株式会社法と旧有限会社法を統合したうえで会社法として独立させ、全体的な体系整備が行われた点が特筆されます。

- 株式会社法・有限会社法・株式会社の監査等に関する特例に関する法律など散在していた会社法制に関する重要規律が、新会社法として統合されました。
- 会社形態の簡素化を計る観点から、株式会社法と有限会社法が、新しい株式会社法として統合されました。
- 株式会社への過剰な規制を見直し、定款自治の拡大により企業行動に関する規制の大幅緩和を計る反面、企業の自己責任を明確化するための監査制度の強化が計られました。
- 片仮名文語体表現となっていた条文を平仮名口語体表現に改め、わかりやすい条文とされました。

## ② 主な改正項目の具体的な内容

### ○ 株式会社と有限会社を株式会社へ統合

会社法では、株式会社と有限会社を統合して株式会社へ一本化し、新しく合同会社を新設しました。したがって新しい会社類型は、株式会社、合同会社、合名会社、合資会社の4つとなりました。

この結果、会社法では有限会社の株式会社の負担を軽減するために、最低資本金制度の撤廃、取締役の人数規制の緩和等の措置がとられています。具体的には、資本金1円（理論的には0円も可）、取締役1人の株式会社を設立することができるようになりました。

### ○ 既存の有限会社はそのまま存続が可能

会社法施行後は会社法上の株式会社として存続しますが、定款で持分について別段の定めがある有限会社を除き名称変更、定款変更、登記申請等の手続は不要です。

また旧有限会社法特有の規律については特則によりその実質



が維持され、商号も「有限会社」の文字を用いることができます。

#### ○ 会計参与制度の新設

会計参与制度とは、主として中小規模の株式会社の計算書類の適正さの確保に資するための制度です（計算書類作成に特化）。会計参与は株式会社に新たに設けられた役員であり、公認会計士・税理士が就任できます。

会計参与は計算書類の作成だけでなく、株主や債権者に対し計算書類を開示する義務を負います。

取締役会を設置した株式譲渡制限会社においては、監査役の代わりに会計参与を設置することも可能です。

#### ○ 自己株式取得に関する株主総会決議

旧法では定時株主総会での決議を要するとされていた自己株式取得のための買取りに必要な取得資金総額等の取締役会への授權決議が、定時株主総会以外の総会でも可能となりました（取得であり買受けに限定されない）。自己株式取得の迅速化を計ることを目的とした改正です。

#### ○ 株式譲渡制限会社の株式に関する特例

##### イ 相続人等に対する株式売渡しの請求に関する定款の定め

株式分散防止のため譲渡制限株式については、定款で定めることにより、相続その他の一般承継によって取得した株式について、相続人等に対して当該株式を当該会社に売り渡すことを請求できるようになりました。

##### ロ 議決権制限株式発行総数限度額の撤廃

旧法では少額出資者による会社支配を可能とする事態は好ましくないとの判断から、議決権制限株式の発行総数は発行済株式総数の2分の1以下と規定されていました。会社法では、公開会社については従前通り議決権制限株式総数を発行済株式総数の2分の1以下とすると規定し、非公開会社については、議決権制限株式の総発行株数制限が撤廃されました。

## ハ 株主への利益配当、議決権等に対する特段の定め（属人的定め）

旧法では、利益配当や議決権は各株主の持株数に応じて配分されることとされていましたが、特別特殊決議により定款で定めれば、議決権や配当について特段の定めをおくことができることとされました。ただし、このように議決権や配当についての属人的な定めを定款に設ける場合には、総株主の半数以上で、かつ総議決権の4分の3以上の賛成を要します。

## ニ 取締役会の書面決議を認める

旧法では取締役会は会議形式で行われなければならないとされ、一定の場所に取締役及び監査役が集合し議事を進めることとされてきました。しかし情報通信の発達に伴いテレビ会議が認められ、会社法では次の要件を満たすことを条件に、書面会議を認める改正が行われました。

- ① 定款に書面会議の規定が定められている。
- ② 取締役が決議の目的である事項につき提案した場合、当該決議につき議決に加わることができる取締役全員が書面又はインターネット等で同意の意思表示をした場合。
- ③ 業務監査権のある監査役が異議を述べない場合。

## ホ 類似商号規制の廃止

旧法では、同一市町村内において既に類似の商号が登記されている場合は、同一業種の類似商号を登記することはできないとされてきました。この規定により新たに会社を設立する場合、既に同一市町村内で同一業者による類似商号の登記の有無を調べて、該当なしの確認を得てから登記申請を行う必要がありました。

会社法ではこの類似商号規制を廃止し、迅速な会社設立を促進することとなりました。ただし、商号の不正利用による保護規定については、会社法8条及び不正競争防止法が手当てされ

ています。

#### へ 最低資本金規制の撤廃

最低資本金制度の廃止については、資本金1円（理論的には0円）でも会社設立ができるように改正されたのです。

改正された主旨は、そもそも新設会社の資本金は拠出された金員・財産額により決定されるものであり、旧法で定められた最低資本金額以上の資本金の額に相当する出資を義務付ける考え方は、実情に合わないとの考え方に変更したものと考えられます。また平成18年改正では、株式会社と有限会社が統合されたので、株式会社の範囲が零細企業から大会社まで広範囲となり、会社法で株式会社の資本金規制をする意味合いがなくなったとの判断もあったと推測されます。

しかしながら、新設会社の剰余金配当については、純資産額が300万円以上の会社に限られると規定しています。この規定は、旧有限会社の最低資本金額300万円と定められていた最低資本金制度の流れが、現在も続いているとも解釈されます。資本金の減少手続については、**②**資本金の額の減少（減資）に関する改正点を参照ください。

#### ト 非公開会社の取締役・監査役の任期延長

株式会社では取締役の任期は2年、監査役の任期は4年でしたが、有限会社では取締役の任期は定めがありませんでした。平成18年改正では定款に定めれば、有限会社の株式会社の負担軽減のため、非公開会社の取締役・監査役の任期を10年とすることが認められました。

以上が平成18年改正で、特に非上場企業で留意を要する項目です。

**栗原 初治**（くりはら・はつじ）

【資格】 税理士

【略歴】 埼玉県生まれ。

税理士法人平川会計パートナーズ・税理士として企業や個人に対するタックス・プランニングの指導などコンサルタント業務に従事。

【著書等】 『令和2年度 税制改正と実務の徹底対策』、『法人税 税務証拠フォーム作成マニュアル』（いずれも日本法令・共著）、『相続税実務の“鉄則”に従ってはいけないケースと留意点』（清文社・共著） 他。

**天野 智充**（あまの・ともみつ）

【資格】 税理士

【略歴】 東京都生まれ。

明治大学商学部卒業。税理士法人平川会計パートナーズ退職後、平成28年10月に天野智充税理士事務所を開設。

【著書等】 『法人税 税務証拠フォーム作成マニュアル』、『株式会社の減資の税務と登記手続』（いずれも日本法令・共著）、『資産をめぐる複数税目の実務』（新日本法規出版） 他。

**星野 文仁**（ほしの・ふみひと）

【資格】 司法書士・行政書士

【略歴】 埼玉県生まれ。

明治大学商学部卒業。昭和60年4月株式会社丸井入社。平成7年8月ソニー生命保険株式会社に転職。平成9年11月同社退社。平成10年9月司法書士・行政書士 星野リーガル・ファームを開設して現在に至る。業務は、主に税理士事務所、会計士事務所、弁護士事務所、M&A仲介会社及び経営コンサルタント会社と提携し、会社法、組織再編（合併、会社分割、株式移転、株式交換及びM&A）、民事信託など登記手続きだけでなく幅広いコンサルティングを行っている。

【著書等】 『株式会社・有限会社の議事録事例集』（日本法令）、『実践会社法』（かんき出版）共著、『定款の変更・作成の正しい実務』『中小企業の正しい株式実務』（中経出版）、『株式会社の議事録事例集』（日本法令）、『中小企業の組織再編・事業承継』（中央経済社）共著、『株式会社の議事録の添付書類ひな形100』（レガシィ

マネジマントグループ)、『Q & A 会社解散・清算の実務』(税務経理協会) 共著 等。